

既存店魅力向上事業

事業の概要



魅力的な店舗への改装等を支援します！

| | |
|---------------------------------------|---|
| 対象者 ※右記1～8の全ての要件を満たす必要があります | <ol style="list-style-type: none">1 中小企業者等が、市内で小売業、飲食業、生活関連サービス業のいずれかを営む店舗2 申請日以前に1年以上継続して同一事業を営んでいる店舗3 次のA、Bのうち、<u>いずれか一方</u>に該当する小規模な店舗 A) 店舗にて常時使用する従業員数が<u>5名以下</u>の店舗 B) 売場面積<u>250㎡以下</u>の店舗4 <u>過去に、地域商店魅力アップ応援事業や次世代店舗支援事業の補助金を受けていない店舗</u>5 国、県、その他の地方公共団体等の制度による同一目的の支援を受けていない店舗6 市税を完納している者7 建築基準法、食品衛生法、風営法、その他関係法令に違反していない店舗8 補助対象事業に着手していない店舗 (補助金交付決定日前に、備品や改装工事の発注等の行為を行っていない店舗) |
| 対象事業 | 次のいずれかに該当する <u>売上・来店客数増加のために行う、魅力的な店舗への改装等</u> <ol style="list-style-type: none">1 少子・高齢化対応2 地域交流の促進3 地域資源活用4 店舗の付加価値を高める取組み（強みづくり） |
| 対象経費 | 以下の全てに該当する改装費や備品購入費 <ol style="list-style-type: none">1 店舗の新築又は移転に伴う工事や備品購入ではないこと2 補助対象経費の総額が15万円以上であること3 補助対象経費の取得価格が、1点あたり3万円以上の備品の購入であること4 改装工事の発注先や備品の購入先が市内業者であること <p>(上記1～4に該当する場合でも対象とならない工事や備品を裏面に例示しておりますので、ご確認ください)</p> |
| 補助率等 | 【補助率】補助対象経費の 1 / 3 【限度額】 50万円 (事業承継者の場合、100万円) |
| 申請受付期間 | 令和2年5月18日(月)～令和3年2月末(予定) ※先着順に受付し、申請額が予算額に達し次第、受付を終了します。 |

ただし、事業者及び事業内容が、次のa～fのいずれかに該当する場合は対象外となります。

- a. 暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難される関係を有する者
- b. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第4号又は第5号の風俗営業又は第5項の性風俗関連特殊営業を営む店舗
- c. 宗教活動又は政治活動を目的とした事業を営む店舗
- d. フランチャイズチェーン（FC）として事業を営む店舗
- e. チェーンストアとして事業を営む店舗（※FC及びチェーンストアの定義は、補助金申請の手引き等にてご確認ください）
- f. 大規模小売店舗立地法により届出された店舗であり、1棟の建物として店舗面積1,000㎡超の店舗のテナントとして営業している店舗

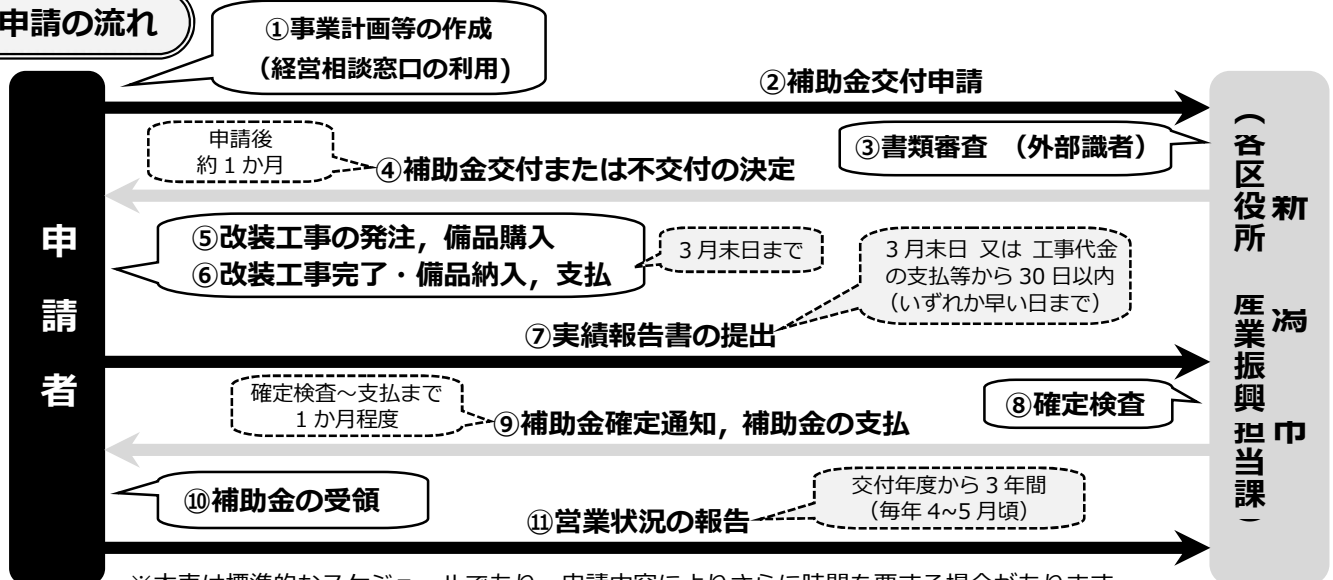
○これから申請を検討される方へ

- ・外部識者による審査を行い補助金の採択を決定します。
- ・申請時に事業計画書・収支計画書を提出していただきます。経営について相談できる窓口などもご活用して作成してください（例：新潟IPC財団、地域の商工会議所・商工会、お取引先の金融機関など）。

対象とならない工事, 備品の例

| | |
|-------|---|
| 対象外工事 | ① 土地購入及び工事中の仮店舗に係るもの ② 建築手続き等に要する費用 ③ 屋根・柱(建物の躯体部分)・梁に関する工事 ④ 住居や事務所等, 専ら店舗以外で使用する部分に関する工事 ⑤ 事務室・従業員休憩室, 車庫, 物置, 倉庫等に関する工事 ⑥ 建物増減築(床面積増減)に関する工事 ⑦ 下水・浄化槽に関する工事 ⑧ 地下埋設の給排水管のみの修繕・取換え ⑨ 植樹・剪定などの植栽に関する工事 ⑩ 側溝・駐車場等の路面舗装に関する工事 ⑪ 清掃・消臭・抗菌処理 ⑫ 害虫駆除・防虫等の薬剤散布・塗装 ⑬ 売場ではない部分に関する外装工事 ⑭ 建築物以外の構築物・塀・門扉等に関する工事(店舗看板を除く) ⑮ 空調設備(エアコン含む), 給湯設備の更新又は入れ替えに要する費用 など |
| 対象外備品 | ① 事務用品 ② 消火器などの消防・防災用品 ③ 食器セット ④ 自動車, バイク, 自転車 ⑤ 電話, F A X, コピー機, 複合機, タブレット端末, パソコン, ソフトウェア, プリンター, デジタルカメラ, テレビ ⑥ 冷蔵庫の更新又は入れ替え(業務用含む) ⑦ 補助目的以外に主に使用すると認められるもの など |

申請の流れ



要件や手続きの詳細については、「補助金申請の手引き」や「新潟市ホームページ」でご確認ください

新潟市ホームページで

次世代既存店

検索

お問合せ・書類提出・説明会開催のご要望は, 店舗が所在する区の区役所又は商業振興課へ
 開庁時間: 午前8時30分～午後5時30分 (土日祝及び12月29日から1月3日までは除く)

| 区役所 (担当) | 住所 (新潟市) | 電話番号 |
|------------------|--------------------------|--------------|
| 北区産業振興課商工観光係 | 北区葛塚 3197 | 025-387-1356 |
| 東区地域課産業文化振興室 | 東区下木戸 1-4-1 | 025-250-2170 |
| 中央区地域課産業振興室 | 中央区西堀通 6-866 (NEXT21 5階) | 025-223-7054 |
| 江南区産業振興課商工観光グループ | 江南区泉町 3-4-5 | 025-382-4809 |
| 秋葉区産業振興課商工観光係 | 秋葉区程島 2009 | 0250-25-5689 |
| 南区産業振興課商工観光推進室 | 南区白根 1235 | 025-372-6507 |
| 西区農政商工課食と産業振興室 | 西区寺尾東 3-14-41 | 025-264-7630 |
| 西蒲区産業観光課観光交流・商工室 | 西蒲区巻甲 2690-1 | 0256-72-8454 |

新潟市 経済部 商業振興課

〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 (古町ルフル5階)
 TEL: 025-226-1633 FAX: 025-228-1611